弁護士による

労働相談ホットライン

日本各地で「派遣切り」「期間工切り」の嵐が吹き荒れ、企業の一方的な都合によって何万人、何十万人という非正規労働者が使い捨てられています。また、正規労働者も過酷な労働条件で、働かされています。

そこで、民主法律協会は、**2009年5月1日から**、労働者のための、常 設電話相談を設置することにしました。

相談を聞くのは、民主法律協会の弁護士です。

一人で悩んでいないで、気軽に電話をかけてください。

電話 06-6361-8624 毎週金曜日 午後6時〜午後9時

相談内容:解雇、雇い止め、内定取り消し、

残業代請求、パワハラ 等々

< 民主法律協会とは?> 1956年、平和・民主主 義・働く人々の権利を守り、 発展させる事を目的として 結成された「働く者の権利と ンター」です。現在会員は、 大阪を中心に、弁護士約30 ス、学者・研究者約30名、 その他個人約50名、団体会 員約170団体です。

- *秘密厳守
- *電話相談から事件を依頼することもできます!



主催:民主法律協会 協力団体:日本労働弁護団